

70歳以上の皆さまへ

平成29年8月から、高額療養費の上限額が変わります

高額医療費制度とは、

ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えて支払った分を払い戻す制度です。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

平成29年8月から、70歳以上の方の上限額が下表のように変わります。

70歳以上の方の上限額(月ごと)

どの適用区分に該当するかは、被保険者証、高齢受給者証または限度額認定証でご確認いただけます。

		平成29年7月まで		平成29年8月から	
適用区分		外来(個人ごと)	外来 + 入院(世帯ごと)	外来(個人ごと)	外来 + 入院(世帯ごと)
現役並み	課税所得145万円以上の方	44,400円	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1% (多数回44,400円※2)	57,600円	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1% (多数回44,400円※2)
	一般	12,000円	44,400円	14,000円 年間上限14万4,000円	57,600円 (多数回44,400円※2)
住民税非課税	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯(年金収入80万円以下など)		15,000円		15,000円

- ※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。
- ※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

問い合わせ 国民健康保険の方は 市民課国保係 ☎880-6555
後期高齢者医療保険の方は 長寿支援課いきいき長寿係 ☎880-6556 まで

75歳以上(※)の皆さまへ

平成29年4月から、医療保険料の軽減率が変わります

75歳以上(※)の方の保険料は、

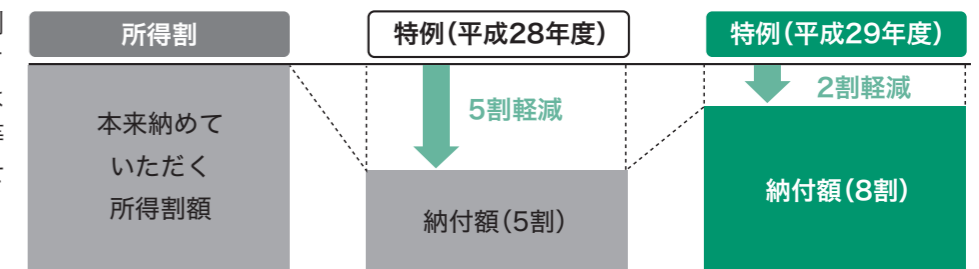
(※) 65歳以上75歳未満で障害認定を受け、後期高齢者医療保険に加入された方を含みます。

- ① 年収に応じて納めていただく部分(所得割) と、
- ② 全員に納めていただく定額部分(均等割) があります。

平成29年4月から、75歳以上(※)の方の保険料が下のように変わります。

1 所得割の額が変わる方 ▶▶▶ 年収 約153万円～約211万円の方

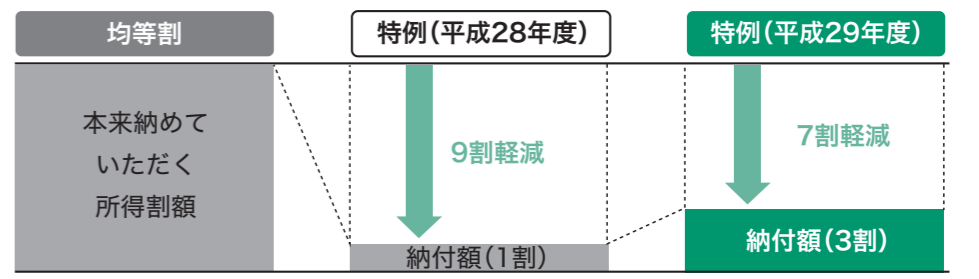
平成28年度までの所得割は、特例的に5割軽減されていましたが、平成29年度は2割軽減になります。(均等割の定額部分は変わりません)



2 均等割の額が変わる方 ▶▶▶ 元被扶養者で、特定の要件に該当する方

- 元被扶養者とは 後期高齢者医療保険に加入する前日に、ご家族の会社の健康保険などで被扶養者だった方
- 特定の要件の例 単身の方であれば、年金収入が168万円を超える方など
75歳以上の夫婦2人世帯であれば、一方の年金収入が168万円を超える場合など

平成28年度までの均等割は、特例的に9割軽減されていましたが、平成29年度は7割軽減になります。
※ただし、元被扶養者であっても、世帯の所得が低い方は、均等割の軽減(9割軽減、8.5割軽減)が受けられません。



保険料を年金からの引き落としで納めている皆さまへ

年金からの引き落としの場合、前半(4月・6月・8月)の保険料は前年度と同じ額を引き落とし、後半(10月・12月・2月)で残りの保険料を調整します。そのため平成28年度よりも平成29年度の保険料額が増えますが、**実際に引き落とし額が増えるのは、10月からです。**

引き落とし額の間違いでありませんので、ご注意ください。

【引き落とし額の例】元被扶養者に該当する方の場合

平成28年度の保険料額 年額 4,530円					
700円	700円	700円	830円	800円	800円
平成29年度の保険料額 年額 13,590円					
800円	800円	800円	3,790円	3,700円	3,700円
4月	6月	8月	10月	12月	2月

※実際の金額は、都道府県ごとに異なります。